

(特別管理) 産業廃棄物処分量 (中間処理) 許可申請に伴う必要書類一覧表

番号	提出書類	様式番号	新規	変更 注1	更新 注1	
1	(特別管理) 産業廃棄物処分量許可申請書 注2	八, 十四	○	—	○	
	(特別管理) 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 注2	十, 十六	—	○	—	
2	(特別管理) 産業廃棄物処理業の事業の範囲を記載した書類 注3	31号(1), (2)	○	○	○	
3	事業計画の概要を記載した書類 (中間処理) 注3	22号(1)~(5)	○	○	○	
4	【法人】 (1)定款又は寄附行為 *原本証明した写し (2)法人の履歴事項全部証明書 *原本または原本証明した写し (原本証明した写しの場合は, 原本を確認します。)	目的に, 産業廃棄物処理業が記載されているもの (記載が無い場合は, 目的への追加を可決した株主 総会議事録等, または今後追加する旨の申立書 (新 規申請及び初回更新前の変更申請に限る。) を提出)	—	○	○	
		注4				
5	(1)住民票の写し (本籍 (外国人にあっては国籍等) の記載があり, かつマイナンバーの記載がないものに限る。)	【法人】 役員等 注2 【法人】 5%以上の株式を有する株主又は 5%以上の出資をしている者 (法人の場合は, 法人の履歴事項全部証明書)				
	(2)東京法務局による成年被後見人等に該当し ないことの証明書又は医師の診断書(注5)等 *原本または原本証明した写し (原本証明した写しの場合は, 原本を確認します。)	【個人】 申請者 【個人】 営業に関し成年者と同一の能力を有 しない未成年者である場合は, 法定代理人 (法定代理人が法人である場合は, 法人の履歴事項 全部証明書並びに役員等の(1)及び(2))	—	●注7	●注7	
		【法人】【個人】 政令で定める使用者 注6				
6	【政令で定める使用者 (令第4条の7) がいる場合】 注6 代表者による使用者を定める旨の申立書及び使用者の位置づけがわかる組織図	参考様式 (申立書)	●注7	●注7	●注7	
	【法人に対し業務を執行する社員, 取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する ものと認められる者 (注2に該当する者) がいる場合】 該当する者の位置づけがわかる組織図	—				
7	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 注3	六の二 (第8面)	○	○	○	
8	【個人】 資産に関する調書	六の二 (第9面)	○	○	○	
9	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面	24号	○	○	○	
10	事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 (産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分に関する 講習会の修了証の写し) *有効期限: 新規 5年, 更新 2年 注3	—	○	○	○	
11	【法人】 直前3年の各事業年度における次の資料 (1)貸借対照表 (2)損益計算書 (3)株主資本等変動計算書 (4)個別注記表 (5)法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (納税証明書その1) *原本または原本証明した写し (原本証明した写しの場合は原本を確認します。)	—	○	○	○	
		注8 注4				
12	【法人 (No. 11の資料において, 注9に該当する場合)】 理由及び改善計画を記載した財務計画書 注9	参考様式 (長期財務計画)	○	○	○	
13	【個人】 直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (申告所得税の納税証明 書その1) *原本または原本証明した写し (原本証明した写しの場合は, 原本を確認します。)	—	○	○	○	
14	処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類	22号(6)	○	○	○	
15	特別管理産業廃棄物の性状分析設備の概要を記載した書類 注10	32号	○	○	○	
16	特別管理産業廃棄物の性状を分析する者が, 性状分析について十分な知識及び技能を有する者 であることを証する書類 (学歴証明書, 分析実務証明) 注10	—	○	○	○	
17	特別管理産業廃棄物の性状を分析する者が, 特別管理産業廃棄物について十分な知識及び技能 を有することを証する書類 注10	—	○	△	△	
18	収集運搬引受者の許可証の写し, 処分引受者の許可証の写し (広島県知事, 広島市長, 呉市長 及び福山市長が許可したものを除く。)	—	○	○	△	
19	中間 処理 施設	① 事業の用に供する施設 (保管施設を含む) の周囲の地図及び敷地内における施設等の配置図	—	○	△	△
		② 事業の用に供する施設 (保管施設を含む) の構造を明らかにする平面図, 立面図, 断面図, 構造図及び設計計算書 (当該施設が法第15条第1項の許可を受けた施設を除く。)	—	○	△	△
		③ 事業の用に供する施設の所有権を有すること (所有権を有しない場合は, 当該施設の使用権 原を有すること) を証する書類 (登記簿謄本, 公図, 賃貸借契約書等)	—	○	△	△
		④ 処理工程図	—	○	△	△
		⑤ 排水の予定水質又はばい煙排出濃度及びそれらを保持するための方法を記載した書類	22号(2)	○	○	○
		⑥ 排水放流先の水域見取図及び構内排水系統図	—	○	○	○
		⑦ 施設の運転及び維持管理の方法を記載した書類	—	○	○	○
20	隣接地所有者等に対して実施した事業に関する説明における経過を記載した書類及び当該隣 接地所有者等と施設の位置関係を示す図面 注11	—	○	△	△	
21	申請者が現に所持している当該申請に係る許可証	—	—	○	○	
22	《提出書類の一部を省略する場合》 注1	参考様式 (添付書類省略)	—	○	○	

*原本証明【例】

この写しは、原本と相違ありません。
年 月 日
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 △△ △△ 印

押印省略による手続きの場合は、手続の性質を踏まえ、押印が求められている趣旨を代替する手段等によって本人確認を行います。各種証明書の確認が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。

申請者本人でない者が申請手続を行う場合は、委任状を提出すること。ただし、法人の役員・従業員が申請手続を行う場合は不要とする。なお、法律で定める場合を除き、行政書士でない者が官公署に提出する書類の作成を業務として行うことは、行政書士法により禁じられています。

各種証明書（診断書を提出する場合を含む。）は、提出する日の3か月前の日以降に発行されたものに限りま

- 注1 変更及び更新許可申請の場合は、△印の欄に掲げる書類等については、変更がない場合に限り省略することができる。なお、省略する場合は、変更ない旨を記載した書類を提出すること。
- 注2 「役員等」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 注3 変更許可申請の場合は、No. 3の「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、No. 2、No. 7及びNo. 10の「事業」とあるのは「変更に係る事業」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 注4 申請者は、No. 4及びNo. 11に代えて直前の事業年度における有価証券報告書（金融商品取引法第24条第1項に規定するもの）を添付することができる。また、申請者が優良産廃処理業者であって、その許可の更新を受けようとする場合において有価証券報告書を添付するときには、直前の2事業年度における有価証券報告書を添付する必要がある。
- 注5 No. 5で医師の診断書を提出する場合は、契約の締結及びその履行にあたり、必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨が記載されたものに限る。
- 注6 No. 5及びNo. 6の政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものをいう。
- (1) 本店又は支店（主たる事務所又は従たる事務所）
 - (2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの。
- 注7 No. 5及びNo. 6の●印の欄に掲げる書類等は、先行許可証（原本）の提出があった場合に限り省略することができる。
- 先行許可証とは、今回更新する許可証以外の福山市長が許可した許可証、又は福山市長以外が許可した許可証のうち、許可の年月日から5年以内であって「規則第9条の2第6項（特別管理産業廃棄物の場合は規則第10条の12第2項）の規定による許可証の提出の有無」が「無」となっているものをいう。
- （なお、No. 21に掲げる許可証については、変更許可申請に限り先行許可証とすることができる。）
- 注8 連結納税制度の対象となる事業者において、親会社である場合は納税証明書（その1）を添付する。子会社である場合は、納税証明書（その1）に加え、個別帰属額が確認できる書面（連結事業年度分の連結確定申告に係る届出書）を添付する。
- 注9 次の①②の両方又は一方に該当する場合に提出する。
- ①過去3年間の損益平均値（営業利益、経常利益、当期純利益、繰越金のいずれか）に欠損のある場合
 - ②自己資本比率（貸借対照表上の純資産の額を、当該額と当該貸借対照表上の負債の額の合計で除して得た値）が10%以下である場合
- 注10 No. 15～No. 17については、特別管理産業廃棄物処分業（感染性産業廃棄物及び廃石綿等の処理を行う場合は不要）に係る申請を行う場合にのみ添付すること。
- 注11 No. 20については、「福山市産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱」の適用を受ける場合は添付する必要はない。